

たくさんのご意見・ご提案ありがとうございました



★秘書広報課 ☎1155

◎平成22年度「市長への手紙」の内訳

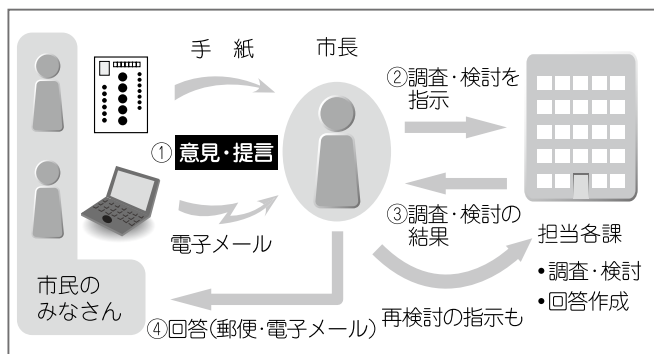
	手紙	電子メール	計
回答したもの	60	73	133
各課対応	13	20	33
匿名	24	80	104
その他	16	38	54
計	113	211	324

※その他は、回答を希望しないもの、内容がこの事業の主旨にあわないもの等です。東日本大震災関連のもので、ホームページへの掲載で回答がえさせていただいたものも含まれています。

平成22年度の投稿総数は、324通。そのうち匿名のものや回答を希望しないもの、急を要するなどの判断で担当課が対応した結果、回答不要となったもの等を除く133通について文書で回答しました。同意があったもの112件は、市ホームページで公開しました。また、公開対象にはなりません。匿名での投稿についても市長がすべてに目を通し、担当部署にも回付しています。

ご意見・ご提案をお寄せ

「市長への手紙」は、市民のみなさんから市長あてに、市政に関するご意見、ご提案等を手紙やメールでお寄せいただき、市としての公式な回答を作成し、市政運営やまちづくりに反映させていく制度です。いただいたご意見等は、市長が直接拝見し、担当部署と調整・検討のうえ、回答します。身近な要望から市の事業への提案など、今後もたくさんのお手紙をお待ちしています。



「市長への手紙」は次のように取り扱われます

ただく方法は次の通りです。
郵便 左のページを切り取り、必要事項を記入のうえ、封筒の形に折り込み、ポストに投函してください。(用紙は市役所や図書館・公民館等にも備えています。)

◎回答の内訳

分野	件数	主な項目
都市基盤	30	市民プール跡地利用、本庄早稲田駅駐車場、公園など
福祉・医療	23	子育て施策、救急医療、予防接種など
教育・文化	20	教育施設の設備、学校給食、教育施策など
まちづくり	17	信号・標識、防災無線、住居表示など
産業・経済	8	祭り、つみっこ、雇用など
生活環境	6	ごみ袋、野焼き、ペットボトルキャップの回収など
その他	37	職員対応、広報・ホームページ、市役所の施設管理など
計	141	(1通で複数の意見があるため回答通数とは一致しません。)



インターネット 市ホームページのトップページから「市長の部屋」にアクセスし、フォームにしたがって入力し、送信してください。
ファックス 番号は、☎28499です。見やすいところに「市長への手紙」と書き、住所・氏名等を記入してお送りください。

*封筒の形に切り取り、中央を折ってからのりしろ部分を封筒の外側に貼り付けてください。

料金受取人払

本庄支店
承認
2317

差出有効期限
平成24年12月
31日まで

〔親展〕

切手を貼らずにお出しく下さい

「あなたの声を市政に「市長への手紙」」在中

3 6 7 8 7 9 0

本庄市長 吉田信行

(受取人)
本庄市本庄三丁目五番三号
本庄市役所



市長への手紙の出し方

裏面への記入が済みましたら、線に沿って封筒の形に切り取り、中央を折ってからのりしろ部分にのりを付け、封筒の形に仕上げ、切手を貼らずにお出しく下さい。

裏面への記入にあたって

- ①あなたのご意見と差出人欄に、必要事項をご記入ください。
- ②手紙の公開について
お寄せいただいたご意見とその回答を公開することにより、市民のみなさんとさまざまな問題を共有できるようになります。公開は、主に市のホームページ(一部広報紙)で行います。

※匿名の場合には、公開の対象にはなりません。

公開にあたっては、本人又は関係者等のプライバシーが侵害されることのないよう、住所・氏名や個人が特定される情報等は、掲載いたしません。
お手紙の内容を公開してほしくない場合には、記載欄の下段の“いいえ”を○で囲んでください。

※この専用封筒の差出有効期限は、平成24年12月31日までです。有効期間内は、切手を貼らずにお出しになれます。

回答について

いただいたご意見につきましては、できるだけ回答いたしますが、次の場合には原則として回答しません。

- ①氏名・住所が不明なもの
- ②特定の個人や団体等を侮辱または誹謗中傷したもの
- ③営利企業等の宣伝又はこれに類するもの
- ④担当職員が直接お会いし、もしくは、お電話等で説明したことにより、ご理解をいただいたと思われるもの
- ⑤「市長への手紙」の趣旨から外れた内容のもの、又は、手紙の内容の意味や意図が不明なもの

★お問い合わせ先

〒367-8501 本庄市本庄3丁目5番3号
本庄市役所企画財政部秘書広報課広報広聴係
電話25-1155(直)